

全日本マーチングコンテスト山口県大会審査内規

山口県吹奏楽連盟

第1章 マーチングコンテストの部

第1条（評価の基準）

審査員は3名とし、「演奏」、「演技」の2項目について、10～1の10段階で評価する。

第2条（得点の集計）

評価は、10段階をそのまま得点として集計し、順位を決定する。

第3条（賞の決定）

- 1 理事長は、第2条の結果に基づき、各部門ごとに金・銀・銅の三段階にグループ分けを行うことを原則とし、一応の目安を金3：銀4：銅3とする。
- 2 理事長は、前項による結果を審査員の了承を得た上で、各賞を決定する。

第2章 フェスティバルの部

第4条（評価の基準）

審査員は3名とし、「演奏」、「演技」の2項目について、10～1の10段階で評価する。

第5条（得点の集計）

評価は、10段階をそのまま得点として集計し、順位を決定する。

第6条（賞の決定）

- 1 理事長は、第2条の結果に基づき、各部門ごとに金・銀・銅の三段階にグループ分けを行うことを原則とし、一応の目安を金3：銀4：銅3とする。
- 2 理事長は、前項による結果を審査員の了承を得た上で、各賞を決定する。

第3章 表彰

第7条（審査集計）

審査集計は、理事長並びに理事長から委託された役員及び実行委員会の審査担当役員によって行う。

第8条（山口県知事賞の決定）

山口県知事賞は、マーチングコンテストの部の金賞受賞団体の中から最も得点の高い団体に贈る。

第9条（県代表団体の決定）

全日本マーチングコンテスト中国大会に推薦する県代表団体の決定は、マーチングコンテストの部出場団体の中から得点の高い順に行う。ただし、同点団体数が代表団体定数を上回る場合は、審査員の投票によって最終決定をする。

第10条（審査結果の公表）

審査票及び評価の一覧表は、各出場団体に配布する。

第11条（内規の改定）

この内規は、常任理事会の議決により改定することができる。

付 則 この規定は平成17年3月4日より効力を発する。
 この規定は平成30年6月1日より効力を発する。（一部改定）
 この規定は令和4年6月3日より効力を発する。（一部改定）